

令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科研費)の公募に係る制度改善等について

若手研究者の挑戦機会の拡大

○「若手研究(2回目)」と「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限の緩和

令和元(2019)年度予算の充実等により、若手研究者を主な対象とする「若手研究¹」及び「研究活動スタート支援²」の抜本的な拡充等が図られ、優秀な若手研究者への支援が強化されました(「若手研究」の新規採択件数:平成30(2018)年度6,256件(採択率30.7%)→令和元(2019)年度7,831件(採択率40.0%))。

また、「若手研究(A)」の新規公募を平成29(2017)年度公募をもって停止したことに伴う影響を見ると、従来「若手研究(A)」に応募していた研究者層が一定程度、金額規模が近い「基盤研究(B)」へ移行する一方で、金額規模がより小さな「基盤研究(C)」への移行の傾向が強いことが確認されています。さらに、金額規模がより大きな「基盤研究(S・A)」への若手研究者による応募は、従前より、非常に少ないのが現状です。この要因として、若手研究者の研究ポストの不安定性等の我が国の研究環境が抱える課題を背景として、若手研究者が自らの研究を発展させるため、リスクを取って大規模な研究に挑戦することが困難な状況となっていることも一因と考えられます。

以上を踏まえ、研究の高度化や国際競争の激化が進む中で更なる研究力向上を図るためには、優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究への挑戦を促すことが必要です。令和2(2020)年度公募において、次のとおり重複応募制限を緩和する制度改善を図ることで、「若手研究」の採択等を通じて一定の経験を積んだ若手研究者が次のステップに進もうと、より大規模な研究への挑戦を望む際のリスク緩和を図り、若手研究者の挑戦機会を拡大します。

「若手研究(2回目)^(※)」と「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限の緩和

(※) 令和2(2020)年度公募においては、「若手研究(1回目)」を受給中で本年度が研究計画の最終年度の者、又は過去(平成30(2018)年度以前)に1度「若手研究」を受給し終わった者のうち、「若手研究」の応募資格を満たす者が応募する「若手研究」。なお、「若手研究」には、「若手研究(S・A・B)」を含む。

(注)「若手研究(2回目)」と「基盤研究(S・A・B)」との重複受給はできません(両方採択された場合は「基盤研究(S・A・B)」を優先。)

○「研究活動スタート支援」の他研究種目との重複受給制限の緩和

「研究活動スタート支援」は、基盤研究等の毎年の公募(交付前年度の9月公募)に応募できなかった若手研究者等の研究活動のスタートを支援し、その後の研究への円滑なステップアップを促進する研究種目です。「研究活動スタート支援」の採択者も、採択年度以降に公募する基盤研究等の科研費に応募することが可能ですが、採択された場合は、重複して受給できない(「研究活動スタート支援」の2年度目に当たる研究課題は交付されない)こととしていました。

「研究活動スタート支援」では、採択者に占める若手研究者(39歳以下の研究者)の比率が高いこと

¹ 博士の学位取得後8年未満の研究者が1人で行う研究

² 研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究

(平成30(2018)年度実績：約85%)や、「研究活動スタート支援」の当初計画に基づいて研究を継続させることがより効果的な研究実施に資するとの観点から、令和2(2020)年度公募において、次のとおり重複受給制限を緩和する制度改善を図ることで、新しい柔軟な発想を持った採用直後の若手研究者等の一層の挑戦を促します。

「研究活動スタート支援」と他研究種目との重複受給制限の緩和

- ・令和元(2019)年度以前に「研究活動スタート支援」に採択され、令和2(2020)年度も当該研究課題が継続する者が、令和2(2020)年度公募において基盤研究等に応募し採択された場合、重複して受給が可能です。

挑戦的な研究の促進

○「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募、受給制限の緩和

「挑戦的研究」は、学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、従来の「挑戦的萌芽研究」を発展させ、より長期的かつ大規模な支援を可能とする研究種目として平成29(2017)年度公募から創設されました。

「挑戦的研究(開拓)」については、基盤研究と重複して応募する場合、従来「基盤研究(S・A)」との重複のみが認められていたことや、採択率が約10%程度と基盤研究等と比較して相当厳選されていたことなどに起因し、比較的シニア層の応募・採択が多い傾向が確認されていました。

そこで、新興・融合領域の開拓を一層強化する観点から、令和2(2020)年度公募において、次のとおり重複応募、受給制限を緩和する制度改善を図ることで、より幅広い研究者層の挑戦的で優れた研究を促進します。

「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募、受給制限の緩和

- ・従来、「基盤研究(B)」と「挑戦的研究」との重複応募については、「挑戦的研究(萌芽)」のみが認められていたところ、令和2(2020)年度公募からは「挑戦的研究(開拓)」との重複応募、重複受給も可能です。
- ・あわせて、「挑戦的研究(開拓)」については、令和2(2020)年度から基金化することを予定しています。

以上のとおり、令和2(2020)年度公募においては、重複応募、受給制限の緩和を通じて、研究者の挑戦機会の大幅な拡充を図ることとしています。このような取組を更に促進するため、各研究機関における挑戦の後押しをお願いします。

研究計画調書における研究業績の記載について

○「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に研究業績を書くことができることを明確化

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するためのものであることを明確化するため、審議会等における議論を経て、平成31(2019)年度公募から「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更しました。

変更後の「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄においても、研究計画に対する研究遂行能力について説明するため、適切な研究業績を応募者が選択し記載することを想定し、審議会等における問題意識や基本的考え方等についても公募要領等において示していたところですが、一部において、当該変更により「研究業績を書けなくなった」「研究業績を書かなくてよくなった」と誤って認識されるなど、変更の趣旨が十分に浸透していない点も見受けられました。

そのため、変更の趣旨を改めて周知するとともに、特に、研究計画調書上において、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄の留意事項として、論文を引用する場合の記載方法の例等を記載することで、適切な研究業績を応募者が選択し記載することができることをより明確にします。

参考：基盤研究（C）の研究計画調書「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」より抜粋

留意事項

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項（斜体の文書）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

（詳細は公募要領別冊の各種目の頁を参照してください。）

学術変革領域研究の創設について

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の新規の研究領域については、令和2（2020）年度公募は行わず、新たに、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループの有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的とする研究種目「学術変革領域研究」を創設します。文部科学省による公募開始は、令和2（2020）年度予算政府案決定後の令和2（2020）年1月以降を予定しています。

なお、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の継続の研究領域（平成29（2017）年度及び令和元（2019）年度採択領域）の公募研究については、本年9月に文部科学省が公募します。

<創設の背景>

平成20（2008）年度に創設した「新学術領域研究（研究領域提案型）」は、関連の研究領域の研究者を幅広く巻き込んだグループ研究を支援し、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域を発展させることを目的として、これまでの12年間で約250領域を採択しました。

グループ研究は、研究領域を通じた異分野の研究者との議論による新たなアイデアの創出、研究領域に若手研究者を参画させることによる研究分野の活性化、人材育成等、研究種目としての成果を上げているという認識の下、より一層の成果を上げるために、

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導する研究領域を創成するためには、関係する幅広い研究者の参画を一層促すことが必要。
- ・我が国の研究力向上のため、中期的な視点から、10年後に新興・融合領域を先導することを期待し、次代の学術の担い手となる研究者の一層の充実を図ることが必要。
- ・研究当初から大規模な研究領域の形成を行う研究者の支援に加え、小規模・少人数でより挑戦的かつ萌芽的な研究に短期的に取り組み、その成果を踏まえて大規模な領域研究に取り組む研究者を支援することが必要。

といった点から、「学術変革領域研究」を新たに創設します。

<研究種目の概要>

新たな研究種目の名称を「学術変革領域研究」とし、次代の学術の担い手となる研究者（45歳以下の研究者³）の積極的な参画により、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる研究領域の創成を目指すものであることを本研究種目の目的とします。また、助成金額や研究期間等に応じて、「学術変革領域研究（A）」と「学術変革領域研究（B）」の二つの区分を設置します。

「学術変革領域研究（A）」は、新学術領域研究（研究領域提案型）の後継となる区分であり、学問分野に新たな変革や転換をもたらす、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すもの、又は当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を目指すものを対象とします。また、研究領域の今後の発展を見据え、多様な研究者の参画を促すために公募研究を充実させるとともに、若手研究者育成の充実を図ります。

新たに設ける「学術変革領域研究（B）」は、より挑戦的かつ萌芽的な研究に小規模・少人数で短期的

³ 交付年度の4月1日現在の年齢。令和2（2020）年度公募では、令和2（2020）年4月1日現在で45歳以下の研究者

に取り組み、将来の「学術変革領域研究（A）」への展開が期待されるものとし、学問分野に新たな変革や転換をもたらす、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すものを対象とします。

また、研究領域の中期的な発展を見据え、グループ研究を先導し、マネジメント能力を育成するために、領域代表者は次代の学術の担い手となる研究者とします。

＜「学術変革領域研究」の重複制限の考え方＞

文部科学省による公募開始は、令和2（2020）年度予算政府案決定後の令和2（2020）年1月以降を予定していますが、重複制限については、本年9月に開始する公募要領において示します。重複制限に係る基本的な考え方は次のとおりです。

- 「学術変革領域研究（A）」の重複制限は、従来の「新学術領域研究（研究領域提案型）」における重複制限と同様。
- 「学術変革領域研究（B）」の重複制限は、従来の「新学術領域研究（研究領域提案型）」における重複制限を基本としつつ、研究種目の趣旨等を踏まえ、区分（A）と比較して次のとおり重複制限を緩和。

【重複応募・受給を認めるもの】

- ・「学術変革領域研究（B）」の領域代表者と「基盤研究（S）」の研究代表者
- ・「学術変革領域研究（B）」の領域代表者及び計画研究代表者と「挑戦的研究（開拓）」の研究代表者
- ・「学術変革領域研究（B）」の領域代表者と「特別推進研究」の研究分担者

「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」の提出について

従来、科研費の応募に当たって、公募期間中に研究機関からの提出を求めていた「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」について、提出の締切時期等を変更します。

「令和2（2020）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」及び「令和2（2020）年度も研究課題を継続する研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」は、以下の①及び②について確認し、手続に遺漏のないよう御留意ください。

なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

【①】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（URL：

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm）の提出方法や様式等に基づき、「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和元（2019）年12月2日（月）までにe-Radを利用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。ただし、平成31（2019）年4月以降に別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

【②】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（平成31年度版）の提出について（依頼）（URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1415332.htm）の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」を令和元(2019)年9月30日（月）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に提出してください。ただし、平成31(2019)年4月以降に別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

【本件問合せ先】

<新学術領域研究（研究領域提案型）及び学術変革領域研究に関すること>
文部科学省研究振興局学術研究助成課
TEL：03-5253-4111（内線：4094）

<上記以外の研究種目に関すること>
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部 研究助成企画課
TEL：03-3263-4796

<その他科研費制度全般に関すること>
文部科学省研究振興局学術研究助成課
TEL：03-5253-4111（内線：4091）

<e-Radへの研究機関登録について>
府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク
電話：0570-066-877（ナビダイヤル）
受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
[URL:https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html](https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html)